

宜野座村教育の日を定める要綱

平成31年 3月 1日
宜野座村教委要綱第1号

(趣旨)

第1条 教育に対する村民の関心と理解を一層深めるとともに、家庭、学校及び地域社会の連携の下に村民全体で教育に関する取組を推進し、もって本村の教育の充実及び発展を図るため、宜野座村教育の日（以下「教育の日」という。）を定めるものとする。

(教育の日)

第2条 教育の日は、11月1日とする。

(宜野座村教育の期間)

第3条 教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、11月1日から11月30日までを、宜野座村教育の期間とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、教育の日に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。